

平成27年度柴田町議会10月会議会議録（第1号）

出席議員（17名）

1番	平間幸弘	君	2番	桜場政行	君
3番	吉田和夫	君	4番	秋本好則	君
5番	斎藤義勝	君	6番	平間奈緒美	君
7番	佐々木裕子	君	8番	高橋たい子	君
9番	安部俊三	君	10番	佐々木守	君
11番	広沢真	君	12番	有賀光子	君
13番	水戸義裕	君	14番	舟山彰	君
15番	白内恵美子	君	16番	我妻弘国	君
18番	加藤克明	君			

欠席議員（1名）

17番	星吉郎	君
-----	-----	---

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
総務課長 併 選挙管理委員会書記長	武山昭彦	君
まちづくり政策課長	平間忠一	君
財政課長	宮城利郎	君
町民環境課長	鎌田和夫	君
農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸諭	君
都市建設課長	加藤秀典	君
上下水道課長	畑山義彦	君
危機管理監	小玉敏	君
技術管理監	関孝志	君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	平 間 雅 博
主 事	佐 山 亨

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 7 年 1 0 月 2 1 日 (水曜日) 午前 9 時 3 0 分 再 会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 開催期間の決定
- 第 3 報告第 2 3 号 専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第 4 報告第 2 4 号 専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第 5 報告第 2 5 号 専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第 6 報告第 2 6 号 専決処分の報告について
(平成 2 7 年度柴田町一般会計補正予算)
- 第 7 議案第 2 9 号 平成 2 6 年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼 1 号雨水幹線その
2 工事 (繰越明許) 請負契約について
- 第 8 議案第 3 0 号 平成 2 7 年度柴田町公共下水道事業大原污水幹線工事請負契約につい
て

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 再会

○議長（加藤克明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより平成27年度柴田町議会10月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告が17番星吉郎君からありました。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

また、執行部への出席要求は、議会基本条例第5条第2項の規定により必要最小限にとどめておりますことをご承知ください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において1番平間幸弘君、2番桜場政行君を指名いたします。

日程第2 開催期間の決定

○議長（加藤克明君） 日程第2、開催期間の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会議の開催期間については、議会運営委員会の協議の結果、本日1日と意見が一致いたしました。よって、本臨時会議の開催期間は本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 異議なしと認めます。よって、開催期間は本日1日と決しました。

また、本臨時会議中、報道関係等の取材を許可しておりますので、ご了承願います。

日程第3 報告第23号 専決処分の報告について

（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

日程第4 報告第24号 専決処分の報告について

(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

日程第5 報告第25号 専決処分の報告について

(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

○議長（加藤克明君） 日程第3、報告第23号、日程第4、報告第24号及び日程第5、報告第25号、以上3件を一括して専決処分の報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

[町長 登壇]

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました報告第23号から報告第25号までの専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分は、平成27年8月30日、二本杉町営住宅71号棟において住戸内に過電流が発生し、入居者所有の家財を損傷させたことについて、和解が成立し、損害賠償額が決定したことについてのものであり、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第2項の規定により専決処分したので報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） それでは、詳細説明をいたします。

報告書1ページをお開きください。報告第23号、それから5ページの報告第24号、それから9ページの報告第25号、3件の専決処分の報告についてですが、ただいま町長が報告理由で申し上げますとおり、二本杉町営住宅の過電流に伴う家財損傷事故の和解及び損害賠償の額の決定についての専決処分の報告になります。

3ページになります。

専決処分の内容につきまして説明をさせていただきます。

事故の発生状況についてですが、平成27年8月30日午前8時30分ごろ、柴田町北船岡二丁目地内、二本杉町営住宅71号棟におきまして、電力柱から電気を引き込んでいます引込開閉器ボックス内のヒューズが切れたことにより住戸内に過電流が流れ、入居者所有の冷蔵庫、炊飯器などの家電製品の電気回路に損傷を与えたため、使用できなくなったものです。

専決処分日は、平成27年9月25日になります。

なお、3件とも同じ内容及び処分日となります。

記の1、和解及び損害賠償の相手方につきましては記載のとおりです。

2の和解の内容及び3の損害賠償の額についてですが、相手方と協議を重ねた結果、事故の過失割合を町100%とし、損害賠償額2万4,000円を支払うことで和解が成立したものです。

次に、7ページお願いいたします。

報告第24号の記の1、和解及び損害賠償の相手方につきましては記載のとおりです。

2の和解の内容及び3の損害賠償の額についてですが、損害賠償額4万5,900円を支払うことで和解が成立したものです。

次に、11ページお願いいたします。

報告第25号の記の1、和解及び損害賠償の相手方につきましては記載のとおりです。

2の和解の内容及び3の損害賠償の額についてですが、損害賠償額1万2,500円を支払うことで和解が成立したものです。

なお、今回の事故を受けまして、71号棟の引込開閉器ボックス内の配線はヒューズを使用しない固定式端子台に交換するとともに、今後、事故を未然に防ぐため、他の棟の電気引き込み部についても点検を実施し、必要な箇所について同様の対策を行っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑は一括といたしますので、質疑に当たっては報告番号を示して行ってください。質疑ありませんか。4番秋本好則君。

○4番（秋本好則君） 秋本です。

電気機器関係の引込開閉器ということなんですけれども、電気関係のメンテナンス、それはどのような形で今まで実施されて、どのような計画で行われていたのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） お答えいたします。

今回の引込開閉器につきましては、単相3線式ということで3本の回線がありまして、3本ともヒューズを使用しておりました。これは100ボルトと200ボルトを使用電気器具によって使い分けできるシステムで、これは広く普及しているものです。ただ、ヒューズ形式でしたので、今回の事故につきましては、中性線と言われる3本のうちの真ん中の1本が切れたことによって、100ボルトのところから200ボルトが流れてしまうというような事故でした。

今回の件についてなんですけれども、メンテナンスということなんですけれども、今回ヒューズについては、当然耐用年数、13年とかという年数はあるんですけれども、切れることはそうそ

うないものだそうでございます。なぜそれが切れたのかということについては、当然その耐用年数を考えれば老朽化ということになると今のところは考えております。ただ、専門の話を聞きますと、本来は老朽化したからといって簡単に切れる代物ではないというお話をちょっと伺っていますので、私たちも原因については究明できていないというところではあります。

ただ、この物については、当然設置するときに東北電力の検査を受けます。検査を受けた後については改めて点検業務とかということが発生するものではないですので、そのまま使用してきたということです。ただ、先ほど財政課長の説明にありましてとおり、二本杉の町営住宅内、1棟で4戸に配線するようになるので1カ所で電気を受けているものなんです。同じことがないようにほかの住戸も確認して、そのヒューズ、使っているものについては、来週26日の月曜日になりますか、そのあたりまで向けて全て端子台に切りかえて切れることのないように今準備をしているところではあります。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） ほかにないようでございますので、以上で報告第23号、報告第24号及び報告第25号の専決処分の報告についてを終結いたします。

日程第6 報告第26号 専決処分の報告について

（平成27年度柴田町一般会計補正予算）

○議長（加藤克明君） 日程第6、報告第26号専決処分の報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第26号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成27年度柴田町一般会計補正予算は、平成27年9月10日から11日にかけての平成27年9月関東・東北豪雨による災害対応のため、応急的に必要となる災害復旧等の経費を計上するものです。

これにより、歳入歳出それぞれ5,830万円を増額し、補正後の予算総額は139億8,491万円となりました。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第4項の規定により専決処分したので報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） それでは、報告書13ページをお開きください。

報告第26号専決処分の報告についてですが、ただいま町長が報告理由で申し上げましたとおり、記録的な大雨となりました平成27年9月関東・東北豪雨によって生じた被害の復旧等に要する平成27年度柴田町一般会計補正予算について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第4項の規定により専決処分しましたので報告するものです。

15ページをお開きください。

専決処分書のとおり、専決処分日は平成27年9月24日になります。

17ページをお開きください。

平成27年度柴田町一般会計補正予算です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,830万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ139億8,491万円とするものです。

20ページをお開きください。

まず歳入です。

19款1項2目基金繰入金5,830万円の増ですが、財政調整基金から補正財源として繰り入れするものです。これによります財政調整基金の残高は10億9,249万7,951円となります。

次に歳出です。

4款2項1目じん芥処理費200万円の増ですが、浸水被害による畳、家具、家電製品などの災害ごみ処理のための委託料を計上するものです。

11款1項1目農林水産施設災害復旧費600万円の増につきましては、林道、ため池などの農林業施設関係の災害復旧のための測量設計等委託料を計上するものです。

11款2項1目土木施設災害復旧費5,030万円の増につきましても、道路、河川などの公共土木施設関係の災害復旧のための測量設計等委託料を計上するものです。

なお、それぞれの災害復旧の本工事ににつきましてはこの測量設計終了後となりますので、今後まとめ次第、補正予算を編成し、提案させていただきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。

20ページの11款災害復旧費の委託料600万円とそれからその下の土木施設災害復旧費5,030万

円、先ほどの説明では林道、ため池、道路、河川ということだったんですが、最終的に何カ所ぐらいになったんでしょうか。それと、復旧工事はいつごろになる予定でしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長併農業委員会事務局長（瀬戸 諭君） 農政課の分でございますが、全体で23件でございます。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 土木施設災害復旧のほうですが、現在のところ総数で48件の災害箇所数でございます。来月中旬から災害の査定が始まりますので、年内中に2次査定から6次査定まで予定をされています。どうしても前半のほうに固まるということで県内調整されるんですけども、まず2次査定のほうから手を挙げて査定を受け、額を順次確定をして進めていきたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） ほかにないようでございますので、以上で報告第26号専決処分の報告についてを終結いたします。

日程第7 議案第29号 平成26年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼1号雨水幹線その2工事（繰越明許）請負契約について

○議長（加藤克明君） 日程第7、議案第29号平成26年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼1号雨水幹線その2工事（繰越明許）請負契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第29号平成26年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼1号雨水幹線その2工事（繰越明許）請負契約についての提案理由を申し上げます。

この事業は、鷺沼排水区に関係する区域の浸水被害を解決するために実施する公共下水道の雨水事業です。

既決予算に基づき、9月16日、制限付一般競争入札、特別簡易型総合評価方式での入札公告を行い、10月6日入札執行いたしました。

入札参加者は、株式会社四保工務店、株式会社竹有土木、丸敏建設株式会社、株式会社斎藤

工務店、株式会社松浦組の5者でありました。入札を執行した結果、株式会社松浦組と1億9,980万円で工事請負仮契約を10月9日に締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。最初に、財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） それでは、議案第29号平成26年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼1号雨水幹線その2工事（繰越明許）請負契約について説明をいたします。

議案書1ページをお開きください。

この工事案件は、工事設計額が5,000万円を超えておりますことから、指名委員会の内規によりまして、施工能力などの価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する特別簡易型総合評価落札方式による制限付一般競争入札です。

最初に、契約の内容です。記の1、契約の目的は、平成26年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼1号雨水幹線その2工事（繰越明許）です。2の契約の方法につきましては、制限付一般競争入札による契約です。3の契約の金額は、消費税を加算しまして1億9,980万円になります。4の契約の相手方は株式会社松浦組です。

次に、入札の結果について説明いたしますので、別冊の議案第29号関係資料をごらんいただきたいと思えます。

まず1ページです。

入札の参加者につきましては、参加資格を県南地域の4市9町に本社が所在する事業者とし、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること、さらには、価格と品質の両面から総合的にすぐれた事業者を確保する観点から、建設業法による県の総合評点値が800点以上であることなどを条件として制限を付し、参加を求めた結果、記載のとおり町内業者4社、町外業者1社の計5社から入札参加申請がありました。この参加申請のあった5社について、10月1日の指名委員会において資格審査を行い、入札参加となりました。

2ページをお開きください。

入札結果調書になります。入札執行日は10月6日、予定価格につきましては消費税抜きで1億9,512万7,000円、最低制限価格は消費税抜きで1億5,610万1,600円です。10月9日に仮契約を締結しております。工期は議決日の翌日から平成28年3月25日までとなります。

落札者の決定までの経過につきまして、下の段の表で説明をいたします。

この表にあります評価基準に従い入札者を評価したのですが、配点につきましては、価格以外の評価点（A）が10点、価格評価点（B）が90点となり、総合評価点（A+B）は満点で100点となります。

まず、価格以外の評価項目及び評価点では、企業の施工実績などの6項目の評価点につきましてそれぞれ記載のとおりですが、1番の株式会社四保工務店と5番の株式会社松浦組については10点満点、2番の株式会社竹有土木が4点、3番の丸敏建設株式会社が2点、4番の株式会社斎藤工務店が7点となりました。

次に、価格に関する評価では、5社全ての入札価格が予定価格と最低制限価格の範囲内にあることから総合評価の対象となります。最低入札価格1億8,500万円で応札しました株式会社松浦組に価格評価点として満点の90点を配点し、他の事業者には株式会社松浦組の入札価格に応じた価格評価点を計算し、株式会社四保工務店が88.8点、株式会社竹有土木が88.1点、丸敏建設株式会社が85.43点、株式会社斎藤工務店が89.52点となりました。

総合評価の結果は、合計で1番の株式会社四保工務店が98.8点、2番の株式会社竹有土木が92.1点、3番の丸敏建設株式会社が87.43点、4番の株式会社斎藤工務店が96.52点、5番の株式会社松浦組が100点となり、総合評価点の最も高い株式会社松浦組が落札者となりました。

以上、入札と契約に係る内容についての説明となります。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） 次に、上下水道課長。

○上下水道課長（畑山義彦君） 続きまして、工事の概要の説明をさせていただきます。

お配りしております資料の3ページをお願いいたします。A3で横長のものになります。

まず施工場所ですが、左上の位置図をごらんいただきたいと思います。宇新山岸地区になりまして、図面真ん中の赤丸で囲んだ中の縦方向の赤線部分が施工箇所となります。図面下側になりますが、平面図として拡大したものを付けておりますのでごらんいただきたいと思います。なお、用紙のスペースの関係から位置図での北側が下の拡大図ではごらんになって左側となっておりますので、なおご確認いただければと思います。それから、位置図の右側につきましては、水路の大きさなどを示しました標準断面図となっております。

今回、既設水路幅1メートル70センチ掛ける1メートル10センチの水路を幅2メートル60センチ、高さ1メートル40センチの水路に改修するものでございます。水路のタイプですが、今回施工の下流側の一部につきましては、道路のり面の下で一般通行に供しない部分となりますことから、U型カルバート、ふたなし構造ですけれども、での整備となります。その他の区間につきましては、道路部に埋設されますことからボックスカルバートでの整備となります。

内容でございます。資料右上の工事概要をごらんいただきたいと思います。施工延長が200.73メートルです。そのうちU型カルバートの整備区間が12.03メートル、ボックスカルバートでの整備区間が178.40メートルとなります。それから、線形の変化する部分や分岐点2カ所に、延長にいたしまして10.30メートルの現場打ち接続ますを設置するものでございます。

施工に当たりましては現場での通行規制になるんですが、ボックスカルバート区間につきましては道路上の下に埋設されますことから、作業中は車両通行どめで工事を行いまして、夜間につきましては、開口部に鋼板ふたなどをして安全施設設置の上、開放する予定であります。なお、工事着手前にお知らせ版や地区住民への説明等による周知を行い、協力を求めてまいります。それから、通学路にはなっていないようなんですが、子供たちの安全のために学校のほうにも事前にお知らせを行いまして注意を促してまいりたいと考えております。

概要につきましては以上の内容で説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。4番秋本好則君。

○4番（秋本好則君） 秋本です。

入札内容について少しお聞きしたいことがあります。企業の実績、5社応札されているんですが、その中の施工実績あるいは配置技術者の件、この辺を見ますと10点満点中6点がもうこれで決まってしまうということで、もう入札する前から2社は除きの残りの3社でやるという形が見えているんですけども、それは数を合わせるために5社という形で持っていったのか、それともどういう形なのか、その辺の中身を教えてくださいたいと思います。この形でこれからもずっといくのかということなんですけれども。

それと、施工の内容についてちょっとお聞きしたいことがあります。断面図を見ますと水道管50ミリが入っているんですけども、これは、館山の下のほうに何軒か住宅があるんですが、そちらのほうに持っていく水道なのか、それとも、この辺について一番近くの町道だと思うんですけども、そこに埋設されている管につながるのか、その辺をお聞きしたいということが1点。

それと、ボックスカルバートと開閉型のカルバート、同じ寸法になっているんですが、このボックスカルバート、満水になったときに、中の2メートル60センチ掛ける1メートル40センチ、これが全て満水の状況で流れていくんでしょうか。気圧の関係あるいは圧力とか抵抗の問題で上のほうにすき間が多分出ると思うんですけども、満水になったときでどのくらいの流量があるものんでしょうか、教えてください。お願いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。最初に、財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） 価格以外の評価点につきましては10点満点にしているところですが、議員おっしゃるとおり施工能力で6点というのは大きなポイントを占めております。いろいろ自治体によってその点数等を決めているわけですが、町とすれば一応こういった形で今後も進めていきたいというふうに思っているところです。

○議長（加藤克明君） 次に、上下水道課長。

○上下水道課長（畑山義彦君） まず、断面図に示しております水道50ミリにつきましては、館山方向に行く水道管ではございません。あくまでも近くの道路接続、住宅用の水道管になっております。

2番目のボックスカルバート、水深につきましては8割水深で設計では考えております。なお、満流というお話なんですけど、既存の水路を改修しますと、流量計算上約2倍の能力が発揮されるということでございます。以上でございます。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第29号平成26年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼1号雨水幹線その2工事（繰越明許）請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第30号 平成27年度柴田町公共下水道事業大原污水幹線工事請負契約について

○議長（加藤克明君） 日程第8、議案第30号平成27年度柴田町公共下水道事業大原污水幹線工事請負契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第30号平成27年度柴田町公共下水道事業

大原汚水幹線工事請負契約についての提案理由を申し上げます。

この工事は、大原地区の下水道を整備し、水洗化の促進と生活環境の向上を図るため実施するものです。

既決予算に基づき、9月16日、制限付一般競争入札、特別簡易型総合評価方式での入札公告を行い、10月6日入札執行いたしました。

入札参加者は、株式会社四保工務店、株式会社竹有土木、丸敏建設株式会社、株式会社斎藤工務店、株式会社松浦組の5者でありました。入札を執行した結果、株式会社竹有土木と1億152万円で工事請負仮契約を10月9日に締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。最初に、財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） それでは、議案第30号平成27年度柴田町公共下水道事業大原汚水幹線工事請負契約について説明をいたします。

議案書3ページをお開きください。

この工事案件につきましても、工事設計額が5,000万円を超えておりますことから、指名委員会の内規により、施工能力などの価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する特別簡易型総合評価落札方式による制限付一般競争入札です。

最初に、契約の内容です。記の1、契約の目的は、平成27年度柴田町公共下水道事業大原汚水幹線工事です。2の契約の方法につきましては、制限付一般競争入札による契約です。3の契約の金額は、消費税を加算しまして1億152万円になります。4の契約の相手方は株式会社竹有土木です。

次に、入札の結果について説明いたしますので、別冊の議案第30号関係資料をごらんいただきたいと思っております。

1ページをお開きください。

先ほどの工事案件と同様に、県南地域の4市9町に本社が所在する事業者とし、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること、さらには、価格と品質の両面から総合的にすぐれた事業者を確保する観点から、建設業法による県の総合評点値が800点以上であることなどを条件として制限を付し、参加を求めた結果、記載のとおり町内業者4社、町外業者1社の計5社から入札参加申請がありました。この参加申請のあった5社について、10月1日の指名委

員会において資格審査を行い、入札参加となりました。

2ページをお開きください。

入札結果調書になります。入札執行日は10月6日、予定価格につきましては消費税抜きで9,635万9,000円、最低制限価格は消費税抜きで7,708万7,200円です。10月9日に仮契約を締結しております。工期は議決日の翌日から平成28年3月25日までとなります。

落札者の決定までの経過につきまして、下の段の表で説明をいたします。

この表にあります評価基準に従い入札者を評価したのですが、配点については、価格以外の評価点（A）が10点、価格評価点（B）が90点となり、総合評価点（A+B）は満点で100点となります。

まず、価格以外の評価項目及び評価点では、企業の施工実績などの6項目の評価点につきましてはそれぞれ記載のとおりですが、1番の株式会社四保工務店、2番の株式会社竹有土木、5番の株式会社松浦組については10点満点、3番の丸敏建設株式会社が2点、4番の株式会社斎藤工務店が5点となりました。

次に、価格に関する評価では、入札価格が予定価格と最低制限価格の範囲内にあるものが総合評価の対象となります。今回の入札では2番の株式会社竹有土木、3番の丸敏建設株式会社、5番の株式会社松浦組の3社がこの範囲内に入り、1番の株式会社四保工務店と4番の株式会社斎藤工務店については対象外となります。最低入札価格9,400万円で応札しました株式会社竹有土木に価格評価点として満点の90点を配点し、他の事業者には株式会社竹有土木の入札価格に応じた価格評価点を計算し、丸敏建設株式会社が88.59点、株式会社松浦組が88.12点となりました。

総合評価の結果は、合計で株式会社竹有土木が100点、丸敏建設株式会社が90.59点、株式会社松浦組98.12点となり、総合評価点の最も高い株式会社竹有土木が落札者となりました。

以上、入札と契約に係る内容についての説明となります。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） 次に、上下水道課長。

○上下水道課長（畑山義彦君） 続きまして、工事概要の説明をさせていただきます。

お配りしました資料の3ページ、A3です、横長のものになりますが、よろしく願いいたします。

まず施工場所ですが、左上側の位置図をごらんいただきたいと思います。上名生字新大原地区で、昨年度に引き続き実施するものでございます。位置図下側の朱色部分が施工箇所となります。図面下側には平面図として拡大図をつけておりますので、ご確認をいただければと思い

ます。それから、位置図の右側は先ほどと同じように汚水管理設位置などを示しました標準断面図となっております。

工事概要でございます。資料右上をごらんいただきたいと思います。今回の施工延長につきましては396.7メートルとなります。内訳といたしましては、管径350ミリの推進工99.0メートル、下側平面図の右側区間になっております施工区間になっております。管径250ミリの同じく推進工が261.7メートルで、下側平面図の残り終点までの区間となります。それから、既存住宅地の区間につきましては、幹線の深さが約3メートル30センチと深い位置となりますことから、汚水ます取り出しのとき既存住宅地内への影響がかなり大きくなるため、それらを避ける方法としまして、幹線上の上、浅い位置、約1.2メートルの深さに通常の下水道用語で申しますサービス管36.0メートルの布設を開削工により行うものです。続きまして、1及び2号マンホールを管理用といたしまして8カ所設置いたします。その内訳なんですが、内径90センチメートルの1号マンホールになります。これが7カ所、下の平面図では水路の二重丸がその設置箇所となります。内径1メートル20センチメートル、これが2号マンホールなんですが、1カ所、平面図で見ますと右側コーナー部の一つ丸の箇所となります。汚水ます・取付管設置が6カ所となりまして、下の平面図の幹線の管から民地に取り出す朱色線の箇所となります。

施工方法ですが、推進工につきましては、直径2メートルの鉄リングを落とし込みましてそこから推進機械により管を布設していくものとなります。施工に当たりましては、通行規制、幅員が狭い道路なものですから、作業時は車両通行どめで工事を行う予定です。夜間は、開口部などがありましたら、ふたをしまして安全施設設置の上、開放する予定としております。なお、工事着手前にはお知らせ版、地区住民への説明等により周知を行いまして協力を求めてまいります。こちらにつきましても通学路にはなっていないようなんですが、子供たちの安全のため、誘導員配置のもと、学校のほうにも事前にお知らせをしまして注意を促してまいりたいと思っております。

以上、内容の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第30号平成27年度柴田町公共下水道事業大原汚水幹線工事請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤克明君） 本臨時会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもって平成27年度柴田町議会10月会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

午前10時09分 休 会

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年10月21日

議 長

署名議員 番

署名議員 番